平成27年度　目標管理シート（課別組織目標）

課かい名	文書統計課	課かい長名	橋口幸雄

組織目標	①平成28年4月1日から始まる、新しい行政不服審査制度への対応を適正に行います。 ②平成27年10月1日を基準日として行われる国勢調査を、適正に実施します。

課重点事業番号	今年度取り組む重点施策とその具体的目標等 課重点事業 関連重点施策番号・支所重点事業番号	①具体的目標（当該年度で、何を（どのような現状を）どのような状態にするのか） ②課題、特記事項等		具体的目標を達成するための具体的な方法、手段、スケジュール等	変更内容	中間レビュー　（10月1日時点） ・上半期（4月～9月）における進捗状況（活動実績等） ・下半期（10月～3月）に向けた課題等	中間進捗度	目標の達成状況（3月末時点見込） ・目標達成のために行った取組（活動実績等） ・その取組による効果（達成できなかった事由、理由等）	達成度	次年度に向けて（引継ぎ事項） ①具体的目標（次年度において、どのような現状をどのような状態にしたいのか） ②課題、特記事項等	
文書統計課①	**新行政不服審査制度への対応**	①具体的目標	①新制度において審理手続きを行い、審理員意見書を作成し、審査長に提出することとなる「審理員」を設置する。 ②附属機関として、審査庁からの諮問に応じ答申する「第三者機関」を」設置する。	○4月～ ・参考図書、研修参加等により新制度の研究を行う。 ・条例改正箇所の洗い出しや各課への照会を行う。 ○8月 ・法令審議会へ提案する。 ○9月 ・9月定例市議会へ提案する。 ○10月 ・28年度予算編成に向けて、各課への周知を行う。 ○～3月 ・「審理員」及び「第三者機関」を設置する。						①具体的目標	
		②課題、特記事項等	①「審理員」は職員のなかから選任することとなるが、どの役職から何名設置するか、他市の状況を踏まえ検討する必要がある。 ②「第三者機関」の委員には「申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材」が求められており、人選を進める必要がある。 ・各種決定書、納付書等の教示分の内容が変更されるため、担当課においては28年度において予算措置が必要となる。							②課題・特記事項等	
文書統計課②	**国勢調査の実施**	①具体的目標	①「調査票の紛失」及び「調査員の公務災害」事案の発生件数ゼロ件を目標とする。 ②「不詳」に分類される、調査票の未回収・未回答の件数をできる限り少なくする。	○6月～ ・国勢調査専用事務室を設置し、事務機器、資材等を搬入する。 ○8月 ・指導員及び調査員への説明会を実施する。この際、調査票紛失防止策や調査実施に当たっての安全策を重点的かつ具体的に説明する。 ○9月～10月 ・調査の実施 ○10月 ・調査票の検査・整理・提出						①具体的目標	
		②課題、特記事項等	①前提として、慢性的な調査員不足があり、経験の少ない調査員に対しては「個人情報の厳正な取り扱い」や「安全対策」について充分な指導を行う必要がある。 ②国民の「プライバシー意識の高まり」やオートロックマンションの増加などにより、調査困難な事案が年々増加している状況である。							②課題・特記事項等	